

2026 年 9 月 18 日

立 川 市 長
酒 井 大 史 様

令和 9 年度(2027 年度)
立川市 予算に対する要望

立憲ネット緑たちかわ

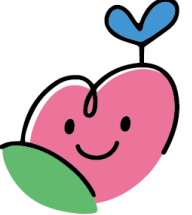
代表 稲橋 ゆみ子

原 ゆき

わたなべ 忠司

あべ みさ

山本 洋輔

立憲ネット緑たちかわ 

令和9年度(2027年度) 予算要望

行政運営・防災・市民協働

・大規模災害時の防災力の強化

- ・停電・断水・猛暑を想定した非常用電源、蓄電池、給水設備、簡易トイレ、暑熱対策用品等の整備
- ・猛暑時の避難生活を想定し、空調設備や非常用電源、スポットクーラー等の整備を計画的に推進
- ・地域ごとに災害時の動き方を共有し、実践的な訓練を踏まえて避難所運営マニュアルを改定
- ・かまどベンチを使った防災訓練をすすめること

・都市型水害への対応促進

- ・都市型水害に備えた雨水浸透柵や雨庭整備等、グリーンインフラの推進
- ・都市型大雨災害による地域課題の早期改善

・第八小学校体育館(避難所)入口のバリアフリー化

- ・現状の階段について、車いす利用者等が円滑に利用できるスロープ等の整備

・フェーズフリーの考え方を取り入れた防災対策

- ・防災備蓄・公共施設整備への導入とモデル事業の実施
- ・SDGs、循環社会を目指した食材ストック・利活用に向けた方針の策定

・公共施設の予防保全と修繕の迅速化

- ・劣化状況の計画的把握、修繕の優先順位明確化、入札不調・工事費高騰を踏まえた発注方法の改善

・市民も職員も快適に過ごせる庁舎内環境や業務の整備

- ・来庁者・職員が利用しやすい場所へのマイボトル対応給水機の設置
- ・各書式の年号表記について、市民にわかりやすく、また職員等の業務簡素化のため西暦、または和暦の併記とすること

・手話言語条例の制定と手話言語関連施策の推進

- ・手話が言語であるとの認識に基づく条例を制定し、手話への理解促進、手話通訳者の確保・育成等の関連施策を推進
- ・議会中継や市長定例記者会見、窓口等においてに字幕・手話通訳や遠隔手話通訳サービスの導入

・多文化共生施策と外国籍市民への情報提供の充実

- ・多文化共生施策を充実し、外国籍市民への情報提供、通訳、翻訳を拡充すること
- ・外国籍の子どもの就学状況を継続的に把握し、不就学を防ぐこと

・市民活動・協働事業への支援の充実

- ・市民活動及び地域での協働事業への支援を充実すること

・新たな消費者課題への対応

- ・消費生活行政において、食、化学物質、デジタルサービス等の新たな消費者課題への対応を進めること

・物価高騰を踏まえた各種助成制度の見直し

- ・物価や人件費等の上昇を踏まえ、各種助成金・補助金の単価や上限額を検証し、実態に応じて見直すこと

・若者会議を政策実現につなげる仕組みの整備

- ・KURU・CHIKA ミライ会議の継続開催に加え、提案した取組を試行できる事業費の確保、伴走支援体制の整備

・政策形成における男女平等の推進

- ・男女共同参画・ジェンダー平等の視点を、すべての政策・予算に横断的に反映させること
- ・審議会等の女性割合を引き上げる対策を講じること

・行政手続のオンライン化と市民本位の DX

- ・公園使用申請など、電子申請ができるようにすること
- ・窓口時間の見直しや DX について、市民サービスの低下につながらないよう検証すること

子育て・子育て／教育

・通学路の安全対策と持続可能な見守り体制の構築

- ・地域・企業・団体等と連携した見守りネットワークの整備、スクールゾーンの安全対策強化

・交通安全教育に活用できる交通公園機能の整備

- ・小学生の自転車安全・免許教室、幼児の交通安全教育等に活用できる環境を、既存公園・公共用地の活用も含め検討

・不登校児童・生徒の校内居場所や支援の充実

- ・校内別室・サポートルーム等の整備、支援員配置、教育支援センターとの連携強化
- ・不登校児童・生徒への支援方針を体系化した総合計画を策定するとともに、東京都型チャレンジクラスの設置を進め、多様な学びと居場所を保障

・ジュニアリーダー・青少年育成活動への支援

- ・募集・育成・研修の充実と、地域団体と連携した継続的な活動支援

・科学教育センターの充実

- ・指導人材・運営体制の確保、中学生向け事業の充実、将来的な専用拠点の検討

・栄町地域における子どもの居場所・公共施設機能の充実

- ・公共施設再編等にあわせ、児童館・図書・学習等の機能を複合的に確保

・病児・病後児保育・一時預かり保育の充実

- ・病児・病後児保育の受入体制を拡充するとともに、病児保育に対応するベビーシッター等の利用に対する補助制度を創設
- ・休日にも一時預かり保育を利用できる施設を拡充

・家庭的保育事業への支援の拡充

- ・家庭的保育事業者の安定的な運営を支えるため、空き定員枠や家賃など、補助制度を拡充

・子ども・若者の居場所の地域展開

- ・家庭や学校以外で安心して過ごせるサードプレイスを市内各地域に整備し、中高生の放課後の居場所への支援を拡充
- ・子どもの遊びを保障するため、プレーパーク拠点・プレーパーク用品保管場所・プレーワーカー派遣・プレーワーカー養成講座の開催など、必要な予算を確保すること

・保育施設等におけるおむつのサブスクリプション導入

- ・保護者がおむつを持参する負担や保育現場の管理負担を軽減するため、おむつの定額利用サービスの導入を推進

・ベビーグッズ等の循環利用の仕組みづくり

- ・使用期間の短い子ども用品について、回収、譲渡、再利用を促進する常設の仕組みを構築

・水遊びのできる公園・広場の充実

- ・暑さ対策や子どもの遊び場の充実の観点から、安全に水遊びができる公園や広場を増設

・学童保育所の待機児童の解消

- ・地域ごとの利用ニーズを踏まえた定員拡大、施設整備、人材確保等により、学童保育所の待機児童を解消

・子どもの権利保障と子ども参画の推進

- ・子ども自身が相談・申立てできる独立性と専門性を備えた子どもオンブズパーソンを設置
- ・子どもに関わるすべての事業で、子ども参画の仕組みを充実すること
- ・ヤングケアラー相談窓口の周知とアウトリーチを強化すること
- ・保育施設等における虐待防止、通報、相談の仕組みを実効性あるものとする
- ・子どもの権利を学校教育及び教育行政全体に位置づけること

・市立小・中学校への校内線電話の整備

- ・緊急時の連絡、児童・生徒の安全確保、教職員の負担軽減のため、全ての市立小・中学校に校内線電話を整備

・学校支援員等の研修の充実

- ・学校支援員やエデュケーション・アシスタント等に対し、児童・生徒への支援に必要な知識や技能を学ぶ継続的な研修を実施

・障がいのある子どもの移動支援の充実

- ・特別支援学級等に通う障がいのある子どもと家庭の実情を踏まえ、通学や社会参加等に必要な移動支援を充実

・教員の働き方改革の推進

- ・教員の長時間労働を改善するため、業務の見直し、人的配置の充実、外部人材の活用等を推進
- ・教職員に対するハラスメント防止対策、相談体制、再発防止策を充実するとともに、教職員労働安全衛生委員会を設置

・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・児童・生徒、家庭、関係機関への継続的な支援を実施するため、全中学校区へ配置し、学校拠点型の支援体制を構築する

・学校現場における日本語指導の充実

- ・外国にルーツをもつ児童・生徒等に対し、日本語指導員や通訳協力員等の人材確保と配置を拡充

・学校図書館支援指導員の配置拡充

- ・学校図書館の活用、読書活動、調べ学習等を支援するため、学校図書館支援指導員の配置日数・時間数を拡充

・学校や家庭における性教育の充実

- ・専門家による発達段階に応じた性教育の出前授業を、全ての市立小・中学校で実施
- ・包括的性教育を計画的、継続的に実施すること
- ・パパママ教室等において、保護者が家庭で子どもに伝える性教育について学べる機会を提供

・児童・生徒の希望を反映した部活動の充実

- ・小学5・6年生へ部活動アンケートをとり、部活動の選択肢が増やせるよう取り組むこと

・学校教育に伴う家庭負担の軽減

- ・校外学習のバス代など、家庭に負担がかからないよう予算を確保すること
- ・私立・国立等の小中学校に通う児童生徒への保護者負担軽減策を拡充すること

・子どもの発達と権利に配慮したデジタル教育

- ・デジタル教育は、子どもの個人情報、学習データなど情報等は慎重に取り扱い、子どもや保護者への説明を徹底すること
- ・デジタル教材は子どもの発達を十分に考慮し、アンケートなども実施しながら、学習効果あるもののみに活用すること

・パパママ教室のオンライン化

- ・仕事、体調、育児等の事情にかかわらず参加できるよう、オンラインで受講できるクラスを創設

・保育所等訪問支援事業の充実

- ・障がいや発達上の課題のある子どもが集団生活に適應できるよう、保育所、幼稚園、学校等を訪問する専門的支援を充実

・発達サポーターの養成

- ・発達に特性のある子どもや保護者を地域で支える人材を育成するため、発達サポーター養成講座を毎年度開催

・育児支援サービスの利便性向上

- ・利用回数や対象年齢の上限を見直し、年子や多子世帯等の利用要件を緩和し、家庭の実情に応じて利用できる制度に改善

健康・福祉

・終活・身寄りのない方への支援の充実

- ・成年後見、遺言、死後事務等を含む切れ目のない支援と行政書士等の専門職団体との連携強化
- ・元気なうちから住まい・財産管理・医療・介護・看取りまで考える ALP と、ACP を推進すること
- ・孤独死ゼロ対策

・使用済み注射針等の安全な回収体制の構築

- ・薬剤師会・薬局と連携した回収体制の整理、回収容器費・処分費への支援、市民への周知

・在宅医療を支える訪問環境の改善

- ・薬剤師等の訪問時の駐車許可制度について、実態に即した運用改善と申請負担の軽減を関係機関に働きかけ
- ・在宅医療と介護の連携を強化し、本人の意思を尊重した療養生活を支えること

・産後ケア事業のさらなる充実

- ・アウトリーチ型支援の利用回数上限を緩和するとともに、死産・流産を経験した方も母子保健施策の対象として支援

・医療的ケア児と家族への支援の充実

- ・医療的ケア児と家族が安心して生活できるよう、保育・教育・福祉・医療の連携、受入体制、家族へのレスパイト支援等を充実

・がん対策の強化

- ・相談窓口、医療、福祉、就労、生活支援等の情報を集約した「がんマップ」を作成し、必要な支援につながりやすい環境を整備
- ・小児・AYA 世代のがん患者と家族に対する療養生活、就学、就労、妊孕性等に関する支援制度を新設・拡充
- ・がん拠点病院との連携強化
- ・がんピアサポーター育成のための講座実施（東京都事業と連携等）
- ・がんカフェや相談窓口の設置

・住まいのセーフティネット強化

- ・居住支援と生活困窮者支援など福祉部門を中心とした部署間の連携強化
- ・見守り支援の強化（高齢者あんしん見守り支援事業の月額利用料へも助成するなど）

・誰一人取り残さない社会の実現

- ・生活圏域ごとの支え合い推進のために地域福祉アンテナショップ（全部型）における地域情報把握
- ・子ども・若者の自殺対策として改正自殺対策基本法に基づく「協議会」の設置
- ・一人暮らし調査の体制整備（対象者の増加、民生委員の欠員による調査不足、把握できにくい状態改善に向けた取り組み）
- ・障がい者の地域生活を支える相談支援及びヘルパー体制を充実すること
- ・基幹相談支援センターの機能の周知をすること
- ・失語症者への意思疎通支援者派遣について検討を進めること
- ・困難を抱える女性への相談、同行、住居、生活支援を充実するため、女性相談支援員の増員を行うこと
- ・複数の課題を抱える市民に対し、窓口をたらい回しにしない包括的支援体制を強化すること
- ・ケアラー支援を地域包括ケアの中に明確に位置づけること

・予防接種に関する情報提供と健康被害救済制度の周知

- ・新型コロナワクチンや HPV ワクチンなどについて、接種をするしないを自ら選択できるよう、副作用などの正確な情報提供をおこない、健康被害救済制度等についても情報が漏れなく届くよう周知を行うこと

環境・まちづくり

・立川駅周辺の物流・荷さばき環境の改善

- ・荷さばきスペースの確保、利用実態調査、時間帯活用、駐車場整備に関する計画・考え方の見直し

・生活道路・地域安全施設の整備促進

- ・カーブミラー、私道舗装、防犯灯・街路灯等について、地域の実情や安全性を踏まえた設置・整備要件の見直し

・地域公共交通と地域主体の移動手段の充実

- ・地域公共交通計画に基づき、交通不便地域の解消を具体的に進めること
- ・地域住民が交通施策の検討に継続的に参加できる仕組みを設けること

・協同労働等の普及

- ・地域内で仕事と資金が循環する協同労働等について普及啓発を行うこと

・都市農業と地産地消への支援

- ・都市農業と農作物の地産地消を支援し、学校給食は地元野菜を増やすこと

・玉川上水周辺の歩行・滞在環境の改善

- ・玉川上水緑道を散歩しやすいように、ベンチの設置等を増やすこと
- ・玉川上水駅のトイレの見直しやリフォームをすること

・多摩川河川敷の有効活用

- ・大規模な施設整備を伴わない BBQ・デイキャンプ等の試行実施、オートキャンプ等のレクリエーション利用の検討

・栄緑地をはじめとする地域公園の計画的な再整備

- ・老朽施設・公園樹の安全対策と、地域利用・防災・イベント機能を踏まえた段階的な再整備

・都立公園の誘致

- ・市内への都立公園誘致に向け、候補地や整備手法の検討を進め、東京都に働きかけ

・耐震基準の見直し

- ・耐震診断助成制度を新耐震基準に合わせることに

・安全で利用しやすい自転車環境の整備

- ・自転車道の道路整備を拡充するとともに、安全教室の実施など警察と連携して市民全体へ自転車走行ルールの共有を推進

・市民参画で快適なまちづくりの推進

- ・市民参画でまちづくり条例を制定し、大規模開発等を早い段階から情報を公開し、市民意見を反映できる仕組みを整えること
- ・歩いて楽しむまちづくりの観点から、歩道、ベンチ、日陰、バリアフリー環境を整備すること
- ・市民参画で公園づくりを進め、かまどベンチや木製遊具・健康遊具導入など市民要望を取り入れ、誰もが集える公園を推進
- ・プレーパーク等、多様な公園利用が可能となる運用を検討すること
- ・宅地開発に伴う公園づくりには、事業者に対して地域住民の参加を促すこと
- ・街路樹、樹木、緑地について、都市の暑熱対策や生物多様性の視点を含め適切に保全すること

・PFAS・香害等の環境・健康課題への対応

- ・PFAS、香害等の環境・健康課題について調査・情報提供の拡充

・気候変動対策の推進

- ・公共施設へ室温測定(特に学校)、断熱材等活用し省エネ促進や太陽光パネルや蓄電池の設置拡充
- ・市域の電力使用データを活用し、脱炭素政策の効果を検証すること
- ・地域エネルギーの地産地消や市民電力組織設立等の検討や啓発・周知活動・講演会の実施
- ・家庭、中小事業者への省エネ・再エネ支援を拡充すること
- ・「気候市民会議」など、環境施策を市民参加で進める枠組みの策定

・環境配慮型住宅への支援の充実

- ・住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を促進するため、エコ住宅支援制度を復活・拡充

・リサイクルの推進や脱プラスチックに向けた取り組み強化

- ・生ごみ減量、堆肥化、リユースを推進すること
- ・使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生する水平リサイクルを導入し、資源循環と温室効果ガス排出削減を推進
- ・給水スポットの設置拡充や人工芝利用の低減など脱プラスチック施策の推進